

公 示 送 達 書

令和 8 年 8 月 1 4 日付けをもって発付した下記の者に係る書類（通知書）は、送達を受けるべき者の住所、居所、事務所又は事業所が不明のため送達ができないもので、当役場税務課で保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付する。

令 和 8 年 10 月 27 日

兵庫県神崎郡神河町長 山名 宗悟



番号	送達すべき書類の名称	送達を受けるべき者	
		住（居）所	氏名
1	令和8年度 町県民税（普徴） 第1期督促状		PANCHIT PHO NGSAKON
2	令和8年度 町県民税（普徴） 第1期督促状		RAWAJAI YUE NYONG
3	令和8年度 町県民税（普徴） 第1期督促状		NGUYEN HUY HOANG
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			

＜備 考＞ 地方税法第20条の2第3項の規定により、掲示を始めた日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなされます。

(帳票整理番号：0000000000000003566)